

高額療養費および付加給付金等の支給について

医療費が高額になり、被保険者等の負担が一定額以上になった場合、高額療養費や当健康保険組合独自の付加給付金が支給されることになっています。これらの給付は、本来は被保険者の申請に基づいて支給されることになっていますが、当健康保険組合におきましては、医療機関から送付されてくる診療報酬明細書で給付金が決定できることから、請求漏れの防止や請求の手間を省略し、確実に皆様に支給できるよう、本人の申請に基づかなくても、事業主を経由して給与時に本人に支払いを行っています。

個人情報保護法により、直接本人払いも可能となりますが、当組合といたしましては被保険者の手間や、支給通知等に要する事務処理の簡素化等を考え、皆様の同意をいただいたものとして、従来通りの方式を継続させていただいておりますので、ご了承願います。なお、不都合がある方は個別に、当健康保険組合までお申し出ください。